

---

# 入院時食事療養費の基準について

---

当院は、「入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

負担額は以下の通りです。

## 【標準負担額（入院時の食事代）】

所得区分	1食の負担額
一般（下記以外の方）	510円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ（90日までの入院）	240円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ （過去12か月の入院日数が90日を超える場合）	190円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅰ （70歳以上の方）	110円

以上